

野洲市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

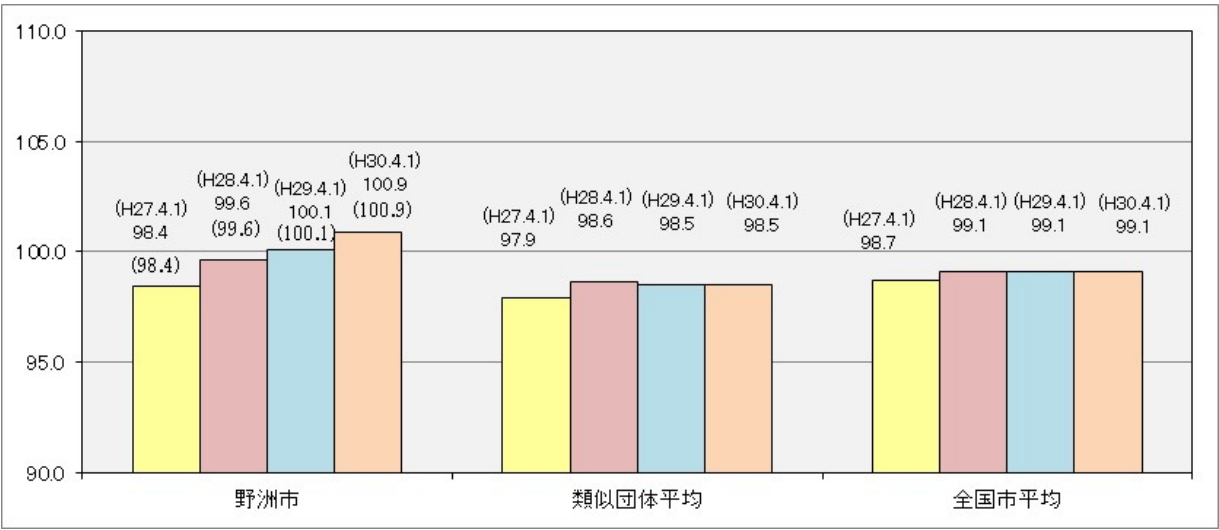
区分	住民基本台帳人口 (30 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28 年度の人件費率
29 年度	人 51,098	千円 20,299,016	千円 410,775	千円 3,828,680	% 18.9	% 18.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員 手当	期末・勤勉 手当	計 B		
29 年度	人 397	千円 1,498,337	千円 283,533	千円 585,814	千円 2,367,684	千円 5,964	千円 5,887

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、29 年 4 月 1 日現在の人数である
3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。
4 類似団体は一般市（類型Ⅱ－２）で表示（以下の記載も同様）

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正した

ラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数階層の変動及び給料額の調整(2%加算)により、ラスパイレス指数が高くなっているが、高年齢層職員の退職に伴う職員構成の変動や必要な見直しを行い、適正な給与管理に努める。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定時期) 平成29年4月1日

(改定内容)

平成28年4月1日には以下の理由により給料表の見直しを見送ったところであるが、行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.39%引下げ。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて同様の見直しを実施。

一方、国の見直し内容において給与の公民較差が地域手当に重点的に配分される中、将来の有為な人材確保や職員の士気の向上を図るため、平成29年4月1日から給料の調整額として一律2%の加算措置を実施。

(平成28年4月1日に見直しを見送った理由)

給与制度の総合的見直しにおいて、近隣市では地域手当支給地および支給割合が拡大する中で、本市については、引き続き地域手当非支給地とされたが、実質的な賃下げにつながるものであり、将来の有為な人材確保の可能性を広げることや職員の士気の向上を図ることが、市民の安全・安心な行政サービスを維持・発展させていく上で不可欠であると考えことから、平成28年4月1日の給与制度の総合的見直しの実施については見送ることとした。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準0%に対し、野洲市においても0%。

(実施時期) —

(参考)

	平成26年度 の支給 割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合
		4月1日 時点	遡及改定後			
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
野洲市の支 給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (30 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
野洲市	43.3 歳	327,629 円	403,594 円	361,236 円
滋賀県	42.4 歳	323,282 円	431,642 円	373,053 円
国	43.5 歳	329,845 円	410,940 円	410,940 円
類似団体	41.8 歳	314,538 円	384,959 円	350,701 円

②技能労務職

区分	公務員					民 間			参考
	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与 月額(A)	平均給与 月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	A/B
野洲市	46.5 歳	10 人	293,100 円	299,270 円	296,790 円	—	—	—	—
うち 調理師	46.5 歳	10 人	293,100 円	299,270 円	296,790 円	調理士	42.1 歳	257,900 円	1.16
滋賀県	55.1 歳	147 人	313,735 円	361,697 円	345,464 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,533 人	286,817 円	328,637 円	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	29 人	306,797 円	340,474 円	323,066 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
野洲市	—	—	—
うち 調理師	5,035,940 円	3,470,100 円	1.45

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している (平成 27～29 年の 3 ケ年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
野洲市	38.1 歳	303,608 円	350,300 円
滋賀県	41.0 歳	349,404 円	411,114 円
類似団体	38.1 歳	283,668 円	319,732 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 30 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給料月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２）職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		野洲市	滋賀県	国
一般行政職	大学卒	182,784 円	185,800 円	179,200 円
	高校卒	154,530 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	150,042 円	144,500 円	－ 円
	中学卒	－ 円	132,700 円	－ 円

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	267,750 円	351,951 円	381,582 円	406,487 円
	高校卒	－ 円	－ 円	357,663 円	－ 円
技能労務職	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

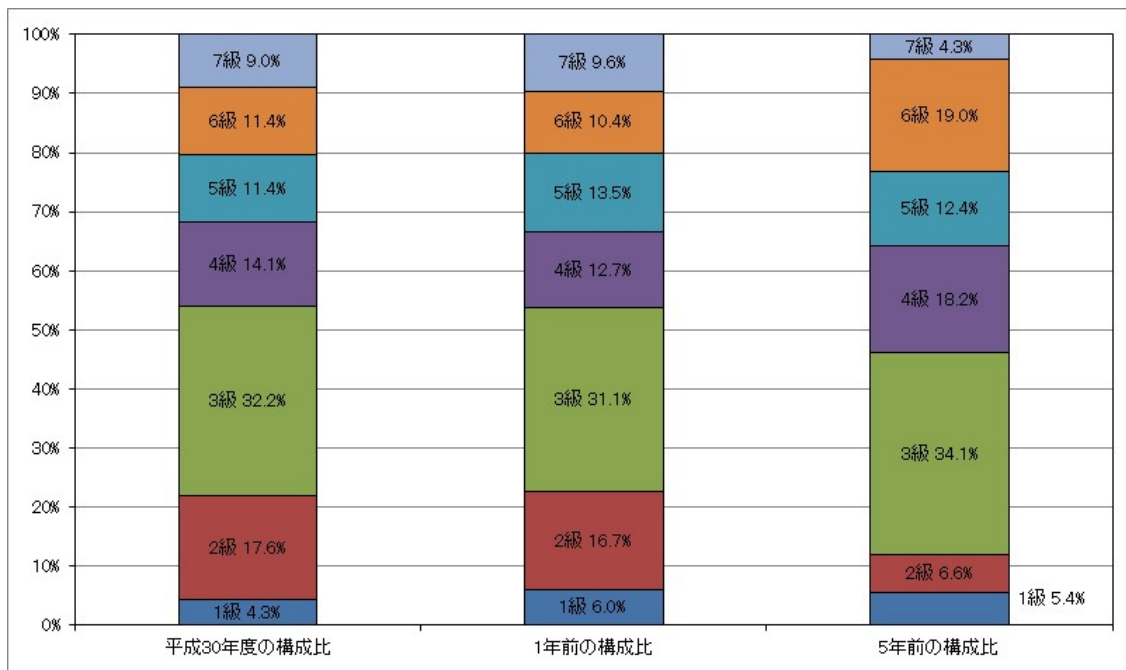
3 一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

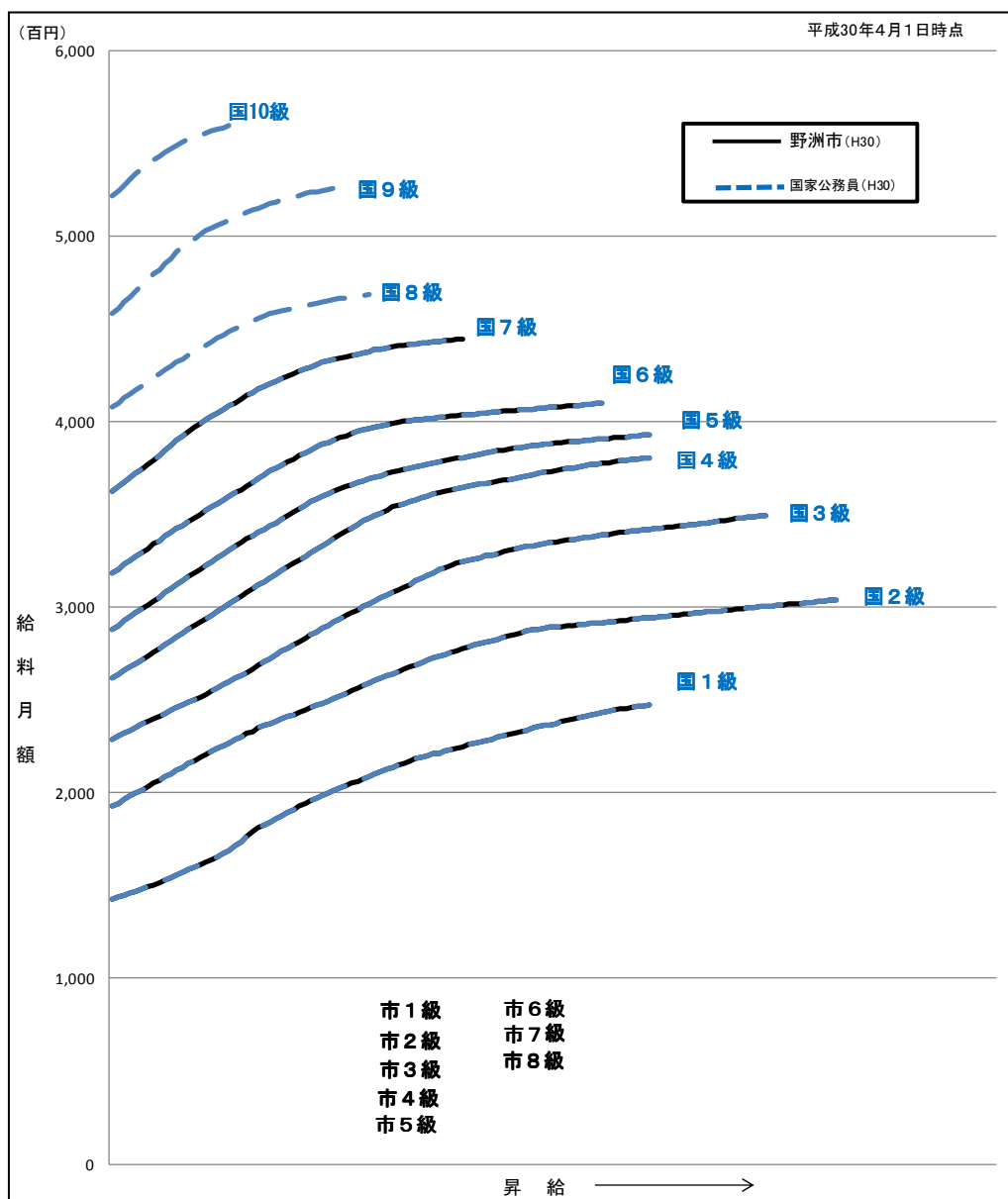
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号級の 給料月額
1級	主事補、技師補、主事	11人	4.3%	142,600 円	247,100 円
2級	主事、技師	45人	17.6%	192,700 円	303,800 円
3級	主任、主査	82人	32.2%	228,900 円	349,600 円
4級	専門員、困難な業務を行う主査の職務	36人	14.1%	262,000 円	380,600 円
5級	課長補佐、室長補佐、主席主幹、主幹、 相当困難な業務を行う職務	29人	11.4%	288,000 円	392,600 円
6級	課長、室長、主席参事、参事の職務 又は相当困難な業務を行う職務	29人	11.4%	318,500 円	409,800 円
7級	部長、次長の職務	23人	9.0%	362,300 円	444,500 円

（注） 1 野洲市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (30 年 4 月 1 日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分		○		○
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

野洲市	滋賀県	国
1 人当たり平均支給額（29 年度） 1,483 千円	1 人当たり平均支給額（29 年度） 1,764 千円	—
(29 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(29 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(29 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 15、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成 29 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成 績率	支給実績があ る成績率	支給可能な成 績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○

	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

（２）退職手当（30 年 4 月 1 日現在）

野洲市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.2705 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 分
その他の加算措置			その他の加算措置		
早期勸奨退職特例措置（2～20％）			定年前早期退職特例措置（2～45％）		
（退職時特別昇給 なし）					
1 人当たり平均支給額 13,388 千円					

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、29 年度に退職した職員に支給された平均額である。

（３）地域手当（30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29 年度決算）			－ 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（29 年度決算）			－ 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
市全域	－ ％	－ 人	－ 円	

（４）特殊勤務手当（30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29 年度決算）		123 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（29 年度決算）		5,862 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29 年度）		5.1％	
手当の種類（手当数）		6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護等に従事する場合	300 円/日
狂犬病予防作業手当	狂犬病予防作業に従事する職員	狂犬病予防作業に従事する場合	300 円/日
行旅病人又は行旅死亡人の処置	行旅病人の保護、収容等に従事した又は、行旅死亡人の処置に従事した職員	①行旅病人の保護、収容等に従事した場合 ②行旅死亡人の処置に従事した場合	①1,000 円/件 ②3,000 円/件
福祉業務手当	福祉業務のうち特に身体に危害を受ける業務に従事する職員	福祉業務のうち特に身体に危害を受ける業務に従事する場合	300 円/日

鳥獣等取扱作業手当	鳥獣等の捕獲、放獣、死体処理、殺処分その他の危険を伴う作業に従事する職員	①鳥獣等の捕獲、放獣、死体処理その他危険を伴う作業に従事する場合 ②鳥獣等の殺処分を伴う作業に従事する場合	①500 円/日 ②1,000 円/日
危険箇所の点検等業務手当	焼却炉内の点検等に従事する職員など	焼却炉内の点検等に従事する業務など	500 円/回

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (29 年度普通会計決算)	135,767 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (29 年度普通会計決算)	465 千円
支給実績 (28 年度普通会計決算)	138,974 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (28 年度普通会計決算)	471 千円

(6) その他の手当 (30 年 4 月 1 日現在)

手当等	内容及び支給月額	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29 年度普通会計決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (29 年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 扶養親族たる子 10,000 円 その他の扶養親族 1 人につき 6,500 円 16～22 歳までの子がある場合の加算額 5,000 円	同		35,460 千円	237,987 円
住居手当	月額 12,000 円を超える家賃 27,000 円限度で支給	同		14,917 千円	271,218 円
通勤手当	自動車などの交通用具使用者 2,000 円～31,600 円 交通機関利用者 55,000 円限度で支給 自動車等を駐車するための施設を利用している場合 利用料金の 1/2 を支給 (4,000 円限度)	異	自動車等 駐車施設 利用している場合 制度なし	22,231 千円	67,367 円
管理職 手当	役職により定額の手当を支給 部長級 84,400 円、次長級 72,400 円、課長級 62,300 円、課長補佐級 51,500 円、参事級 20,700 円 (うち指導主事職 62,300 円)、主幹級 19,800 円 (うち指導主事職 43,600 円)	同		74,027 千円	705,019 円
宿日直 手当	日直業務 4,200 円/日	同		1,008 千円	4,200 円

5 特別職の報酬等の状況（30 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市 長	812,000 円	(参考) 類似団体における 最高/最低額
	副市長	721,000 円	1,053,000 円/ 649,800 円
			870,000 円/ 578,000 円
報 酬	議 長	380,000 円	629,000 円/ 350,000 円
	副議長	330,000 円	575,000 円/ 300,000 円
	議 員	300,000 円	530,000 円/ 280,000 円
期 末 手 当	市 長 副市長	(29 年度支給割合) 3.30 月分	
	議 長 副議長 議 員	(29 年度支給割合) 3.30 月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
	市 長	812,000 円×在職月数×43/100	16,760 千円 任期毎
	副市長	721,000 円×在職月数×26/100	8,999 千円 任期毎
	備 考		

＊29 年度は副市長が不在のため支給実績はない。

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年 4 月 1 日現在)

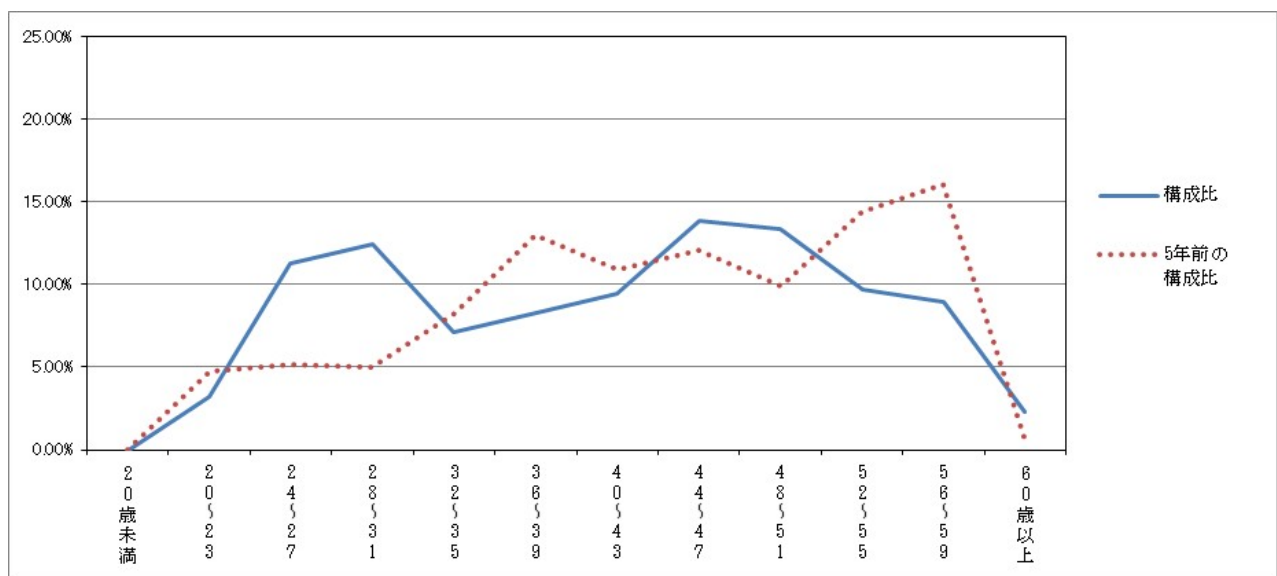
区 分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 29 年	平成 30 年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	5	1	業務の 査 業務増 業務増
		総務	77	76	1	
		務	21	18	3	
		民	107	111	4	
			35	38	3	
		労	2	2	0	
		水産	11	10	1	
			4	4	0	
			31	31	0	
		計	292	295	11	参考 人口 1 人当たり職員数 57.73 人

						(類似団体の人口1人当たり職員数 56.10人)
	教育部門		105	116	11	
	防部門		—	—	—	
	計		397	411	14	参考 人口1人当たり職員数 80.44人 (類似団体の人口1人当たり職員数 73.69人)
会計部門 公営企業等	病		—	—	—	
	水		6	6	0	
	下水		6	6	0	
	その他		25	25	0	
	計		37	37	0	
合計			434 [476]	448 [476]	14 [0]	参考 人口1人当たり職員数 87.68人

(注) 1 職員数は一般職に する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)



区分	20歳	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 18	人 41	人 69	人 40	人 32	人 41	人 59	人 57	人 46	人 34	人 11	人 448

(3) 職員数の

(単位 人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過5年間の増減数(率)
一般行政	278	284	286	297	292	295	17 (+6.1%)
教育	122	122	122	105	105	116	6 (4.9%)

	—		—	—	—	—	— (— %)
防	—		—	—	—	—	— (— %)
普通会計	400	406	408	402	397	411	11 (+2.8%)
公 業等会計	33	32	33	35	37	37	4 (+12.1%)
総合計	433	438	441	437	434	448	15 (+3.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報 した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水 事業・下水 事業

①職員給与費の状況

決算(水 事業)

区分	総費用 A	純 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 28年度の総費用に 占める職員給与費率
29年度	千円 867,910	千円 74,815	千円 25,579	% 2.9	% 3.5

(注) 本 定支 職員に係る職員給与費 17,330 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市 平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
29年度	人 6	千円 21,925	千円 3,097	千円 8,039	千円 33,061	千円 5,510	千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

イ 決算(下水 事業)

区分	総費用 A	純 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 28年度の総費用に 占める職員給与費率
29年度	千円 1,645,850	千円 471,451	千円 38,103	% 2.3	%

(注) 本 定支 職員に係る職員給与費 10,698 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市 平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
29年度	人 6	千円 23,756	千円 5,192	千円 9,251	千円 38,199	千円 6,367	千円 6,128

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、30 年 3 月 31 日現在の人数である。

特記事

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（30 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
野洲市（水 ）	47.8 歳	318,180 円	459,180 円
市 平均（水 ）	44.2 歳	341,066 円	511,425 円
野洲市（下水 ）	43.8 歳	341,444 円	530,542 円
市 平均（下水 ）	43.2 歳	339,266 円	510,928 円

（注） 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

野洲市（水 ・下水 事業）	野洲市（一般行政職）
1 人当たり平均支給額（29 年度） 1,340 千円（水 事業） 1,542 千円（下水 事業）	1 人当たり平均支給額（29 年度） 1,483 千円
（29 年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（29 年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.80 月分 （1.45）月分 （0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30 年 4 月 1 日現在）

普通会計にて、一般行政職と同様の制度で支給（普通会計 4－（2）参 ）

地域手当（30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 29 年度決算）	－ 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 29 年度決算）	－ 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
市全域	－ %	－ 人	－ 円

特殊勤務手当（30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29 年度決算）	－ 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（29 年度決算）	－ 円

職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			— %
手当の種類（手当数）			1種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
等取扱手当	等を取り扱う業務に従事する職員	及び 取 2条に規定する 等を取り扱う業務	300 円/回

時間外勤務手当

	水 事業	下水 事業
支給実績（29年度決算）	1,867 千円	2,682 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（29年度決算）	311 千円	447 千円
支給実績（28年度決算）	1,832 千円	
職員 1 人当たり平均支給年額（28年度決算）	366 千円	

（注）時間外勤務手当には、日勤務手当を含む。

カ その他の手当（30年4月1日現在）

手当等	内容及び支給月額	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給 1 人当たり平均年額（29年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500 円 扶養親族たる子 10,000 円 その他の扶養親族 1 人につき 6,500 円 16～22 歳までの子がある場合の加算額 5,000 円	同		（水 事業） 984 千円	（水 事業） 327,867 円
				（下水 事業） 828 千円	（下水 事業） 207,000 円
住居手当	月額 12,000 円を超える家賃 27,000 円限度で支給	同		（水 事業） — 千円	（水 事業） — 千円
				（下水 事業） * 千円	（下水 事業） * 千円
通勤手当	自動車などの交通用具使用者 2,000 円～31,600 円 交通機関利用者 55,000 円限度で支給 自動車等を駐車するための施設を利用している場合 利用料金の 1/2 を支給（4,000 円限度）	同		（水 事業） 247 千円	（水 事業） 41,100 円
				（下水 事業） 494 千円	（下水 事業） 82,250 円
管理職手当	役職により定額の手当を支給 部長級 84,400 円、次長級 72,400 円、課長級 62,300 円、課長補佐級 51,500 円、参事級 20,700 円（うち指導主事職 62,300 円）、主幹級 19,800 円（うち指導主事職 43,600 円）	同		（水 事業） — 千円	（水 事業） — 千円
				（下水 事業） * 千円	（下水 事業） * 千円
宿日直手当	日直業務 4,200 円/日	同		（水 事業） — 千円	（水 事業） — 千円

				(下水 事業) － 千円	(下水 事業) － 千円
--	--	--	--	-----------------	-----------------

(注) 人 報保護の 点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合には、スタ ス (*)としている。